

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 太田 正美

1 日 時

令和7年6月24日（火） 午後1時58分から
午後3時35分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

太田正美、梶田貢、三浦正臣、元吉俊博、成迫健児、原田孝司、澤田友広

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 工藤哲史、
会計管理者兼会計管理局長 馬場真由美ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第60号議案、第61号議案、第62号議案及び第67号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
第2号報告については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
請願10については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (3) 請願8の処理結果について、執行部から報告を受けた。
- (4) 指定管理者の更新について、別府総合庁舎建替工事の進捗状況について、大分県DX推進戦略の改定について、ツール・ド・九州について及びバス無料デーの実施結果について、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	主幹（総括）	姫野剛
政策調査課政策法務班	主任	三宅未紗

総務企画委員会次第

日時：令和7年6月24日（火） 14：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 会計管理局関係

14：00～14：15

（1）諸般の報告

①NHKの受信契約について

（2）その他

3 総務部関係

14：15～15：15

（1）付託案件の審査

第 67号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

第 60号議案 大分県税条例の一部改正について

第 61号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第 62号議案 大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

第 2号報告 大分県税条例等の一部改正について

請 願 10 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書の提出について

（2）県内所管事務調査のまとめ

（3）諸般の報告

①指定管理者の更新について

②別府総合庁舎建替工事の進捗状況について

③大分県DX推進戦略の改定について

（4）その他

4 企画振興部関係

15：15～16：15

（1）県内所管事務調査のまとめ

県内の高齢化集落とネットワーク・コミュニティの状況について

（2）請願処理結果の報告

請 願 8 しいきアルゲリッチハウスの県有化に関する請願

（3）諸般の報告

①ツール・ド・九州について

②バス無料デーの実施結果について

（4）その他

5 協議事項

16：15～16：25

（1）閉会中の継続調査について

（2）県外所管事務調査について

（3）その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

太田委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、委員外議員として木田議員、堤議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案4件、報告1件及び請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、会計管理局関係の審査に入ります。会計管理局は、今回は議案の審査がありませんが、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

それでは①の説明をお願いします。

馬場会計管理者兼会計管理局長 会計管理局の諸般の報告事項について御説明します。

タブレットの資料、会計管理局の総務企画委員会資料の2ページを御覧ください。

NHKの受信契約についてです。1経緯を御覧ください。知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び警察本部では、翌年度の受信契約が必要なテレビやカーナビ付き公用車などについて、それぞれ毎年11月頃調査を実施し、必要な分について各担当部署がNHKと受信契約を締結しています。今回、全国の自治体でカーナビなどのNHK受信契約の未契約に関する報道がなされていることから、全庁で改めて詳しく調査を実施し、結果を取りまとめました。

2調査結果を御覧ください。カーナビとテレビについて、68件の未契約が判明しました。試算額は約950万円です。

内訳は、カーナビが知事部局、企業局、教育委員会及び県警本部において22件、約140万円でした。加えて病院局において、県立病院内に設置しているテレビが46件、約810万円の未契約があることが判明しました。

3原因です。カーナビについては、用度管財課が調達する車両は原則カーナビを設置しない仕様ですが、所属の判断で後付けしたカーナビ

について、NHK受信契約の対象になることの認識不足と、その後の確認不足による報告漏れが主な原因です。

テレビについては、病院局の受信契約の担当部署とテレビ購入の担当部署の情報共有が不足していたことによる確認漏れです。

4今後の対応を御覧ください。(1)未契約となっている受信契約については、それぞれNHKと受信契約を締結した上で、支払を進めます。

(2)カーナビについては、テレビ視聴の必要性を精査した上で、不要なものについては、その機能を廃止する等の対応を行います。

(3)再発防止策です。まず、①NHKの受信契約については留意事項を踏まえて適切に対応するよう、全部局に対して改めて注意喚起を行っていきます。また、②のとおり、用度管財課が所管する所属において、後付けのカーナビを設置する場合は、事前協議によりテレビ受信機能の有無を確認するなどの対策により再発防止に努めます。

なお、病院局におけるテレビの未契約については、本日の福祉保健生活環境委員会で報告を行います。

太田委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

堤委員外議員 県病の病室にあるテレビはどうですか。

馬場会計管理者兼会計管理局長 病室に設置しているテレビは会社でリース契約をしているので、病院局は支払いません。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、これをもって会計管理局関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

ここで、執行部が入れ替わるので、しばらくお待ちください。

〔会計管理局退室、総務部入室〕

太田委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。本日は、委員外議員として木田議員、堤議員に出席いただいています。

初めに、本日審査する案件について、若林総務部長から概括的な説明をいただきます。

若林総務部長 太田委員長をはじめ委員各位におかれては、日頃から御指導いただきありがとうございます。

それでは概括的に御説明します。本日の委員会では、追加提案した令和7年度大分県一般会計補正予算（第1号）を含め、大分県税条例の一部改正など議案4件、報告1件、請願1件の計6件の付託案件について審査をお願いします。

また、5月12日から6月3日までに行われた県内所管事務調査について、委員の皆様には、総務部関係機関等に対し、熱心に調査いただき感謝申し上げます。いただいた御意見を今後の政策にできる限り反映していく所存ですので、本日の報告では、県内所管事務調査を全般的にまとめて説明します。

ほか、諸般の報告として指定管理者の更新についてなど3件を説明します。

それでは、それぞれ担当課長から説明するので、よろしくお願いします。

太田委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、第67号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部関係部分について執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第67号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第1号）の全般的事項と歳入について説明します。

議案書は1ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。2ページを御覧ください。

今回の補正は、先月、国が予備費により7月から9月の電気・ガス料金の支援を決定したところですが、その支援と歩調を合わせ、国の支援の対象外であるLPガスと特別高圧電力料金の支援に必要な経費を計上するものです。

補正額は1補正概要にあるとおり4億1,644万円の増額で、補正後の累計7,030億9,344万円となります。財源はその下の歳入の内訳のとおり、全額、電気ガス料金支援に合わせ国の予備費で追加措置された重点支援地方交付金です。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第60号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

岩男税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の3ページをお開きください。

1改正理由のとおり、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。

2主な改正内容について御説明します。（1）特定親族特別控除の創設です。現在、厳しい人手不足の中、特に大学生がアルバイトの働き控えを行っていることを踏まえ、19歳から23歳未満の大学生年代の子等に係る親等が受けられる新たな控除として特定親族特別控除を創設するものです。

また、一定の所得を超えた場合でも控除の額が段階的に通減する仕組みも併せて導入するものです。

次に（２）加熱式たばこの課税方式の見直しです。現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは１本をもって紙巻きたばこ１本に換算する仕組みとするものです。

なお、この見直しは激変緩和の観点から令和８年４月１日と令和８年１０月１日の２段階で実施します。

次に（３）その他ですが、マンションの建て替え等の円滑化に関する法律の一部が改正されるに伴い、規定の整備を行うものです。

３施行期日については、２（１）は令和８年１月１日、２（２）は令和８年４月１日としています。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆さんから、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第６１号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

岩男税務課長 タブレットの４ページをお開き願います。

１改正理由にあるとおり、減収補填制度が適用される場合を規定している省令の一部改正に伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

２主な改正内容について御説明します。

まず（１）適用期限の延長ですが、離島振興法及び半島振興法の規定に基づき実施している県税の課税免除又は不均一課税の適用期限を令和７年３月３１日から令和９年３月３１日まで２年間延長するものです。

また、地域未来投資促進法の規定に基づき実施している県税の課税免除の適用期限については、令和７年３月３１日から令和１０年３月３１日まで３年間延長するものです。

次に（２）対象事業の除外です。離島振興法及び半島振興法の規定に基づき実施している県税の課税免除又は不均一課税の適用対象事業であるコールセンター事業等について、対象事業から除外するものです。

（３）その他については、引用条項の改正に伴い規定の整備を行うものです。

３施行期日については、公布の日とし、本年４月１日から適用することとしています。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第６２号議案大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

今井市町村振興課長 資料５ページを御覧ください。

この条例は、候補者間の選挙運動の機会均等を図る目的で、県議会議員及び県知事の選挙運動経費の一部を公費で負担することを定めたも

のですが、今般、本条例で引用している法令の改正が行われたため、所要の改正を行うものです。

資料中ほどの法律等の改正概要について御説明します。まず、①公職選挙法の改正は、県知事選挙等で作成するポスターの規格の変更です。これまでは長さ42センチメートル、幅30センチメートルの選挙運動用ポスターに加え、国政選挙や県知事選挙において、個人演説会の告知があれば、右側のイラストのような幅40センチメートルのポスターを作成することができましたが、法改正により、全ての選挙について長さ42センチメートル、幅40センチメートル内に統一され、それに伴い個人演説告知用ポスターが廃止されました。

次に、②公職選挙法施行令の改正は、選挙運動経費の公費負担限度額の引上げです。最近の物価変動に鑑み、国政選挙におけるビラ及びポスター作成に要する費用の単価が見直され、公費負担の限度額が引き上げられました。

一例を御説明すると、左の表、ビラの作成では、作成枚数が5万枚以下の場合、改正前の単価が7円73銭でしたが、改正後は8円38銭です。

その下の条例の改正概要ですが、さきほど説明した公職選挙法の改正により個人演説会用ポスターが廃止されたので、条例第1条に規定している個人演説告知用ポスターという文言を削除するなどの規定整備を行います。また、公職選挙法施行令の改正に伴い、本条例に規定する限度額をこれに準じて引き上げます。

施行日ですが、①公職選挙法の改正に伴う部分の改正は、改正法施行日の令和8年1月1日、②公職選挙法施行令の改正に伴う部分の改正は公布の日としており、それぞれ施行日以後に告示される県議会議員選挙、知事選挙から適用となります。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆さんから御質疑はありませんか。

原田委員 2点教えてください。

まず、国政選挙と県知事、県議会議員選挙ですけど、市議会議員選挙についてもこのポスターの大きさって変わってくるのですか。それがまず1点。

もう一点あります。実は、2月の大分市議会議員選挙のときに、選挙事務担当者の説明において、いわゆる業者のビラが入っていたのですけど、そのビラには、ポスターの掲示も含めて公費負担でできると書いていたのですが、そういう解釈でいいのですか。

今井市長村振興課長 1点目のポスターですが、市議会議員選挙についても規格は一緒です。全国統一の規格になるので、次回の市議会議員選挙から同じ規格になります。

それから、業者のビラは市議会議員選挙のことによろしいですか。

原田委員 違います。ポスターの公営掲示板への掲示、料金も含めて公費負担ができるという案内でした。

今井市町村振興課長 業者に委託するということですか。

原田委員 委託というか、業者がポスターを作成しますが、そのとき公営掲示板に貼るのも含めて公費負担できますという案内だったんです。皆さん分かりますか。（「分かる」と言う者あり）

太田委員長 もうちょっと詳しく。

原田委員 ポスターを公営掲示板に貼りますよね。ほとんどの選挙対策委員会が順番に貼っていくわけです。これはそうじゃなくて、業者がそのポスターを印刷して、お願いすれば、その業者が公営掲示板に貼っていきますよと。

太田委員長 その業者の費用。

原田委員 その分も公費負担できるという案内だったんです。（「それは、ポスターの料金の中に入っちゃう」と言う者あり）そういうことです。

今井市町村振興課長 ポスターの公費負担はデザインと印刷費用のみなので、貼る費用までは含まれていないと考えています。

原田委員 私も実はそう思っていたので。ただ、そういったビラが事務担当者会で配られたので。

大分市の選挙管理委員会にも確認済みという話は聞いたのですが、それはどうなのかと思ったので、お聞きしました。

今井市町村振興課長 大分市議会議員選挙のときでよいですか。市議会議員選挙の公営に関しては市の条例で定めているので、もしかしたら、ちょっと把握はしていませんけど、市がそう条例を定めているのかもしれませんが、県議会議員の関係については、デザインと印刷費用のみとしています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方。

堤委員外議員 今の続きで、デザインと印刷代、仮に貼る費用も含めてデザイン料を取りますよと。そうしたら、表に出てくるのはデザイン料だけになる。その場合、どうやって判断するの。

今井市町村振興課長 ちょっと難しい判断になりますけども、通常、見積りの中に貼る費用も含めて入っていなければ、我々としてはその分についてはデザイン料と判断せざるを得ないと思います。

堤委員外議員 だそうです。なるほど、そういうことか。分かった。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号報告大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

岩男税務課長 お手元の総務企画委員会資料の6ページをお願いします。

1 改正理由にあるとおり、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が可決成立し、本年3月31日に公布されたところですが、当該法律中に本年4月1日から施行される規定があることから、専決処分に

より、当該規定に係る大分県税条例等の一部を改正したので報告するものです。

2 主な改正内容について御説明します。(1) 自動車税環境性能割に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長についてですが、アにあるとおり、公共交通移動等円滑化基準に適合した車両、いわゆるバリアフリー車両を取得した場合に、課税標準である取得価額から、右のコメ印1に記載している、その車両に応じた額を控除する特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長するものです。

次に、イにあるとおり、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したバス・トラック等を取得した場合に、課税標準である取得価額から175万円を控除する特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長するものです。

(2) その他についてですが、引用条項の改正等に伴う規定の整備を行うものです。

3 施行期日については、令和7年4月1日としています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

本報告は、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本報告は承認すべきものと決定しました。

次に、請願の審査を行います。請願10適格請求書等保存方式(インボイス制度)の見直しを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

岩男税務課長 資料の7ページを御覧ください。

本請願は、令和5年10月に導入された適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に

ついて、免税事業者からインボイス発行事業者に転換した小規模事業者や個人事業者では、消費税負担と事務負担が増加したことに加え、昨今のエネルギー価格高騰や人材不足等により、経営環境の厳しさは一層増していることから、必要な制度の見直しと負担軽減策の充実を早急に実施することを要望する意見書を政府に提出するよう求めるものです。

インボイス制度は、複数税率の下で、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、税制の公平性や透明性を確保し、消費税の適正な課税を行うために必要な制度として位置付けられて導入されたものです。

国では、制度導入にあたって、小規模事業者等が不当な取扱いを受けないよう、取引環境の整備や各種補助金による支援等に加え、免税事業者が課税事業者になった場合の納税額を2割に軽減する措置や、一定規模以下の事業者の少額取引について、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする事務負担の軽減措置等を講じてきました。

本県としても、国や関係団体と連携して、こうした支援策の周知やインボイス制度の円滑な導入に取り組んでいるところです。

太田委員長 この請願について、委員の皆様から、質疑や御意見等はありませんか。

原田委員 県民クラブでこの請願について話し合いました。やっぱりこういった方々から見直しを求める声が届いていますし、事務負担が増大している話を聞くので、やはり見直しをすべきだと考え、私たち県民クラブは賛成します。

三浦委員 岩男税務課長にちょっとお伺いしたいのですが、今言うように、税の公平性を含めてインボイス制度は必要だという答弁でしたので、今、委員から出た、中小零細企業からそういった声がどの程度担当課に上がっているのか、お聞かせください。

岩男税務課長 県税事務所や税務課に対しては、ここ2年、特にそういった要望等は個別に上がってきていません。それから、これは消費税に関係するので、大分税務署にも確認をしたのですが、とりわけ要望が上がってきていない状況

だと聞いています。

三浦委員 今岩男税務課長から、この請願に対する意見聴取をしたのが全てだと思うので、この意見書に関しては、我々自由民主党とすれば賛同しかねると思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は何かありませんか。

堤委員外議員 今、いろんな声は上がっていないと言っているけど、実際に我々とすれば、そういう声を直接税務署に届けている。国にも届けている。そういう声は全く聞いていないの。

岩男税務課長 そういった団体側からの御要望はお聞きしているのですが、私がさきほどお答えしたのは、個別に各個人事業主からの声はあるのかと確認したところ、そういった意見はまだ出ていないと聞いています。

堤委員外議員 実際に税務調査の場合には、インボイス制度によって非常に大変な状況であるのは、個別にちゃんと税務署員にも伝えている。当然あなた方県税は調査に来ないから、個人が直接あなた方のところへ来ることはまず考えられない。だから、現場ではそういう声が上がっていることは認識しておかないかん。それを一刀両断で、そういう声は上がっていないと断じること自体が間違い。いい、これは是非訂正せないかん。

だから、そういう状況もつかんだ上で、そういう声を聞いていないのなら分かるけど、実際は末端の声を聞いていないでしょう。そういう声が県税事務所の窓口に来ていないだけであって、現場にはそういう声がなんぼでも出てきているわけだから、そういう認識をしたらいいかんと思うよ。それはどうなの。

岩男税務課長 全国ではフリーランスの会の統計調査とかはあるので、大分県内にもやはりそういった声はあると思います。

それから、堤議員の言われるとおりで、これはあくまでも国税の問題なので、直接的には県税事務所にそういった問合せはなかなか来づらいとは思っています。そういった意味も含めて、

何か声があったときには機敏に対応するようにしています。少なくとも私どもができるのは、そういった声が来たときには、しっかりと関係機関、相談機関につないでいくことなので、そういった気持ちで日々接しています。

堤委員外議員 それが大事なのね。だから、意見が出たときに、やっぱり県としてはそういう立場をきちっと述べないかん。つまり、聞いていないのを全面的に出せば、それは当然聞いていないことになってしまうわけだから、そうじゃない状況を今確認できたら、それでいいです。

あわせて、さきほど公平な課税事務だと言っていたかね。別にインボイス制度があってもなくても、実際に課税の公平性は保たれていなかったの。だから、インボイス制度の導入で公平な課税が保たれる。8%と10%と、ゼロもあるけども。そういうことが結局保たれてきたと認識しているのか。

これが間違いで、実際にはインボイスがあるうとなかろうと公平な課税はされているわけだから、その点は是非認識してください。これはもう答弁は要らない。

それと、あわせてもう一個確認したいのは、大分県内のインボイス制度の導入で、実際どれぐらいの事業者が転換しているわけ。

岩男税務課長 国税庁の令和6年分の確定申告の状況が発表されており、その中には個人事業者の申告状況があります。それを見ると、個人事業主の申告件数は、令和6年分に関しては1万5,503人で、前年から1,035人増えています。

それから、この申告者の中で、2割特例の適用をした方が5,364人と認識しています。

堤委員外議員 結局、2割特例はあくまで3年間で終わるから、それ以降は、結局10割、通常どおりの申告になるわけ。2割特例だから大丈夫じゃなくて、実際には1千万円以下の小さな零細事業者なのよね、インボイスの取得、転換をする方々は。だから、そういう状況を考えたときに、僅か500万円とか600万円とか100万円とかしかない方も消費税だけは納めないかんわけ。これは仮払いでも何でもないわ

けだから、自分が身銭を切って納める税金ですから、そういう点では第二の消費税、第二の所得税と同じ考え方ですね。

今回の請願は中止じゃなく、見直しを求めている。そういう点で、埼玉県議会の自民党が議会に意見書を提出したのよ。それを全会派が賛成して採択されたわけ。佐賀県議会も一緒。そういう点では、埼玉県の自由民主党と大分県の自由民主党は基本的に一緒だと思うよ。見直して、中止じゃないんだから、見直しを大上段に考えてもらって、是非これは考えてほしい。中止だ、廃止だ、反対だじゃなくて、それをどうするかを検討してほしいわけ。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 それでは、採決についてお諮りします。御意見が分かれていますので、挙手により採決します。

請願10については、採択すべきものと決することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成委員挙手〕

太田委員長 挙手少数です。

よって、請願10については不採択とすべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

安田行政企画課長 県内所管事務調査における総務部関係の御報告をします。総務企画委員会資料の8ページをお開きください。

まず、太田委員長をはじめ委員の皆様方には、振興局をはじめとした総務部の地方機関や看護科学大学、各地方機関が進める振興策等に関係する現場を調査いただき、ありがとうございました。

振興局では、市町村との連携状況や関わり方について、県税事務所では、キャッシュレス納税や資力に乏しい納税者への対応などについて、また、公文書館では、利用促進に向けたSNS等を活用した情報発信などについて、さらに、看護科学大学では、大学の評価を高めていくことなどについて御意見をいただいたところです。

いただいた貴重な御意見については、担当課で検討の上、可能な限り、施策に反映していきたいと考えています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

まず、①の説明をお願いします。

安田行政企画課長 総務企画委員会説明資料の9ページを御覧ください。

指定管理者の更新について御説明します。

今年度、更新手続を行う施設については、施設を所管する部局がそれぞれ関係する委員会において説明しますが、総務部が指定管理者制度全般を所管していることから、対象施設の概要やスケジュール等について御報告します。

まず、1更新施設についてです。

令和7年度末に指定管理期間が終了する施設のうち、一覧表にある1から10の施設を対象に、今年度の更新手続を行います。一覧表の最下段にある別府港機械管理駐車場等については、コメ印に記載しているとおり、別府港再編計画に基づき、当該駐車場等を令和8年度から順次撤去する予定としているため、今年度末をもって指定管理を終了します。

次に2選定方法についてです。

管理者の選定にあたっては、公募を原則としていますが、下の表にある3施設のうち、大分県母子・父子福祉センター及び大分県聴覚障害者センターについては、施設の設置目的と施設での実施事業に密接に関わる個人等が属する団体が適切に管理運営を行う能力を有していること、また、ハーモニーパークについては、隣接するハーモニーランドと一体的な管理を行うことで、効率的、効果的な管理運営が図られるこ

とから、ガイドラインに沿って現在の指定管理者を任意指定することとしています。

続いて、3指定期間については、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

また、4指定管理委託料の設定については、近年の光熱経費や人件費の上昇等を踏まえ、施設運営に必要な委託料の設定を行うこととしており、現在、基準価格の設定に向けた検討を行っています。

最後に5更新手続スケジュールです。公募施設、任意指定施設とも7月から必要な手続を開始し、候補者を11月上旬に決定した後、12月下旬には指定管理者を決定の上1月に基本協定の締結、4月1日から指定管理業務を開始したいと考えています。

県議会においては、第3回定例会の債務負担行為予算議案や、第4回定例会の指定管理者の指定議案などを御審議いただく予定であり、適宜必要な手続を進めていきます。

太田委員長 ただいまの報告について、まず、委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、次に②の説明をお願いします。

後藤県有財産経営室長 総務企画委員会資料の10ページを御覧ください。

令和5年8月に契約した別府総合庁舎建替工事の進捗状況について御説明します。

1工事概要ですが、本工事は、県税事務所、保健所、土木事務所、教育事務所の4所属を集約した新たな庁舎棟や倉庫などを建設するもので、事業方式は設計、建設、維持管理を一括発注するDBO方式により実施しています。

2工事実施状況ですが、庁舎棟については躯体工事を終え、現在、内装工事を低層階から順次行っており、倉庫棟・車庫棟については、躯体工事を順次実施しています。

なお、供用は令和7年9月中旬を予定してお

り、供用開始後は現庁舎の解体と外構工事を年度末にかけて実施する予定です。

3 変更内容ですが、契約金額 20 億 7,460 万円に対し、約 5 億 3 千万円の増額、契約期間は、5 か月の工期延長を見込んでいます。

工事内容の変更要因は三つあり、その一つ目は、杭工事への工法変更や地下埋設物への対応に伴う地盤工事によるものです。

契約後に行う地質調査により想定していた支持地盤の下部に軟弱層の存在が確認されたため、工法を地盤改良工法から、場所打ちコンクリート杭工法へ変更したほか、杭・基礎工事での掘削の際、火山岩が多く出てきたため、その撤去、搬出等の対応を要したものです。

二つ目は、現庁舎の仕上げ材にアスベストが含まれていることが判明したため、新庁舎への移転後に行う解体工事において、飛散防止対策や除去への対応を予定しています。

三つ目は、今月施行されたバリアフリー法改正に対応するため、車椅子使用者用トイレを各階に設置するほか、新庁舎でのオフィス改革を推進するための執務環境整備を行うなど、庁舎の仕様の一部変更を予定しています。

これらにより、3 億 6 千万円の増額と 5 か月の工期延長が見込まれるほか、工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、契約書に規定するスライド条項に基づき 1 億 7 千万円の増額を見込んでいます。

この変更内容については、次回の令和 7 年第 3 回定例会において変更契約議案を提出したいと考えています。

太田委員長 ただいまの報告について、まず、委員の皆様から質疑などはありますか。

三浦委員 別府総合庁舎ですが、今言われたように土木事務所や教育事務所、保健所、私もよく行くので知っているのですが、今大がかりに裏手に建物が建ち上がっており、これから解体も少し時間がかかるので、県民とか事業者がよく事務所関係に行くので、安全の確保と駐車位置をしっかりと明記してください。今でも駐車場がかなり少なくなっているのです、これからさらに場所の確保を含めて工期が延びるので、しっ

かりとした周知をお願いします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方からありませんか。

堤委員外議員 DBO の関係で、維持管理を一括と書いてあるね。この期間は令和 7 年 10 月 15 日までになっているが、維持管理期間との関係はどうなっているかが一つ。

それと、確かあそこは植物園の隣だよな。違うかな。（「かなり下です」と言う者あり）かなり下だな。ちょっと上がったら県の植物園があるよな。せっかくだから、何か活用できるようにしたらどうかともいつも思うのだけどね。あそこに行くたびに、大きなカーブを曲がって、すぐ土木事務所に入る。あれをずっと真っすぐ上がっていくと、農林水産部の温泉熱の活用施設。だから、裏がつながっちゃう気がする。てならんのだけど。何かうまく誘導できんの。

（「すみません、もっと早い時期に言ってください」と言う者あり）何か今聞いた気がするな、これ。

後藤県有財産経営室長 まず維持管理ですけれども、実は本来ですと令和 7 年 5 月から行う予定でしたが、今申したように工期が少し後ろ倒しになっており、新庁舎の移転も、9 月中に引っ越すことを計画しているので、それ以降 15 年間、維持管理を行うこととしています。

それから、二つ目の質疑については、またいろいろ勉強はさせてもらおうと思いますが、御容赦いただければと思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑がないので、次に③の説明をお願いします。

居石デジタル政策課長 資料の 11 ページを御覧ください。

大分県 DX 推進戦略の改定について、御説明します。

まず 1 現状・課題ですが、DX 推進戦略は、県政のあらゆる分野で DX を推進するため、暮らし、産業、行政、推進基盤の四つの分野ごとにありたい姿をとりまとめ、令和 3 年度末に策

定しました。全ての所属がD X関連施策に取り組むことを目標とし、昨年度末に達成したところです。

他方、想定を上回る人口減少や生成A I等の急速な技術革新等を踏まえ、戦略をアップデートする必要があると考えています。また、外部の視点を入れつつ、D X施策を体系的にとりまとめ、さらなる施策の充実、取組体制の強化を図る必要もあります。

次に2今後の進め方です。県民の暮らしや産業に密接に関連する公共性の高い分野に重きを置きつつ、ありがたい姿を県政方針や外部有識者の意見等を踏まえて更新し、今後も状況に応じて随時アップデートします。また、ありがたい姿実現のための具体的施策は、政府戦略や外部有識者の意見を踏まえた先進的なものとし、政策的なアウトカムやK P Iを含む内容とすること、伴走支援等による実効性の担保やデジタル人材の育成により、計画の実効性を一層高めていきます。

最後に、3今後のスケジュールです。行財政改革推進委員会での議論を経て、第4回定例会で戦略の案を報告する予定です。加えて1月にパブリックコメントを実施し、来年の第1回定例会で成案を報告したいと考えています。

太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

三浦委員 人手不足、人口減少の中で優秀な県職員の確保が年々難しく、このデジタル人材の確保と育成がどの業界においても必要不可欠な状況です。資料でデジタル人材の育成に少し触れていますけども、例えばどのレベルとかを踏まえて、担当課として何かビジョンがあったらお聞きしたいので、よろしくお願いします。

居石デジタル政策課長 デジタル人材と一口に言っても、技術性のレベルの高い方から、政策に活用できる中程度の方、一般的な人材と、いくつか段階があると考えています。

県としては、まず育成の観点から、今、県庁内で幅広くO J Tによるデジタル業務改革に取り組んでおり、それにあたっての研修やサポートをしっかり全庁的に行っています。

また一方、高度な人材をすぐに育成できるかはなかなか難しい面もあるので、今回御紹介した外部アドバイザーの活用や、昨年度は人材育成確保計画を県全体で定めていますが、その中でデジタル部分もあり、高度な人材をしっかりと育てて確保する長期的な取組が必要になるので、今年度戦略を作成し、こういったところにどのレベルの職員が必要なのか、具体的な数字を定めながら議論しています。まずは育成で人材の底上げを図っていくことが大切と考えます。

三浦委員 是非お願いしたいと思います。

あわせて、同じように18市町村の職員もデジタル人材の確保、育成に大変苦慮しているので、是非機会があれば、情報共有を踏まえて、県の担当課がどこまでできるかは分かりませんが、各市町村の職員のレベルアップにも御相談に乗ってほしいのでよろしくお願いします。

太田委員長 委員の皆さん、いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方から質疑はありますか。

木田委員外議員 すみません、1点だけ。

生成A Iの記述がありますが、県庁の中で、現状、生成A Iの活用状況、そしてコンプライアンスの徹底や、有料版を使っているのか、そういった状況を教えてください。

居石デジタル政策課長 昨年度は一部実証的に限られた職場で生成A Iを活用しました。その結果を踏まえ、本年度、特に7月1日から全庁で生成A Iの活用が可能となるようにデジタル政策課で一括調達しました。

というのも、有料版でしっかりした安全安心な環境でなければ、なかなか利用や取組も進まないなので、安全な環境の生成A Iを全庁に今年度導入しています。それに向け、ガイドラインや、こういった情報は入れたら駄目とか、そういったことをしっかり周知して、今年度から本格的に全庁で取組を進めます。

太田委員長 私からちょっと聞きたいのですが、D Xとなると、いずれどの機器等も更新時期が来ますが、一括での予算措置などはどう考えていますか。

居石デジタル政策課長 例えばツールの活用であれば、毎年度技術は進歩しているため、やはり1年単位での契約を考えていかざるを得ないと考えています。

他方で、そういったものに影響を受けない端末については、費用をいかに抑えていくかが重要になるので、基本的には数年間のリース契約です。このようにリースにするもの、年度ごとに更新していくものを切り分けて、効率の良い投資をしていきたいと考えています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで執行部が入れ替わるので、しばらくお待ちください。

〔総務部退室、企画振興部入室〕

太田委員長 これより、企画振興部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として木田議員、堤議員に出席いただいています。

なお、企画振興部は今回は議案の審査がありません。まず、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

工藤企画振興部長 まず冒頭、私からホーバークラフトについて報告します。

本日报道されていますが、西大分と大分空港間の定期就航に向けた安全確認検査を先週末に受検したところ、昨日の午後、九州運輸局より運航の安全が確認できた旨の連絡があったとの報告が大分第一ホーバードライブ株式会社から県にありました。

かねてより県議会議員の皆様に御心配をおかけしていましたが、さらに、当常任委員の皆様には、5月19日に西大分のホーバーターミナ

ルの御視察もしていただいたところです。

これまでも各方面から貴重な御意見をいただくとともに、多くの方々の御支援を受けながら改善を重ねてきましたけれども、このたび何とか定期就航に向けての第一歩を踏み出せることとなりました。

就航開始日や運航ダイヤ等の詳細については、現在大分第一ホーバードライブ株式会社が最終調整を行っており、6月26日に同社から記者会見で発表予定です。

これまで佐藤知事も繰り返し申ししていますが、引き続き県としては、安全かつ安定的な定期就航に向けて必要な支援を行っていきますので、委員の皆様におかれては、今後とも御指導方をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

ここからは通常の説明です。

また、委員の皆様には、5月12日から6月3日にかけて計6日間にわたり、当部の所管施設をはじめ県の総合補助金を活用した団体やネットワーク・コミュニティの活動など、県内各地、計16か所を調査し、その都度貴重な御意見、御指導をいただき、誠にありがとうございました。視察先での御意見はもとより、団体など現場の方のお話をよく伺いながら、大分県の元気・未来創造に向けて、企画振興部でスピード感を持って取り組んでいきたいと考えています。

なお、西部振興局管内で日田市前津江のやませみなどの活動を調査いただいたので、今後のまとめの参考となるよう、高齢化集落とネットワーク・コミュニティについて後ほど担当課長から御説明します。

太田委員長 ただいま工藤企画振興部長より御挨拶がありましたが、この件について何か聞きたいことがありますか。

原田委員 ホーバークラフトの導入に関わって、議決に賛成した立場として、今回就航が決定したことをとても喜んでいますし、この間、部長をはじめ担当の皆様、本当に大変御苦勞様でした。県民もやっと動くことを楽しみにしています。

ただ、今回ここまで延びた要因、いろんな事

故が重なったことも含めて、これから対策が大事だと思います。

あわせて、この前総務企画委員会で視察したホーバーターミナルの整備もこれから進めていくと思いますが、その件について、何か報告があれば是非お願いします。

幸野交通政策企画課長 ホーバークラフトの定期就航に向けての発展については、さきほど部長から申したとおりです。これまで大変御心配をおかけし、貴重な御意見も多数いただいて、我々もしっかりと頑張ってきたと思います。引き続き気を抜かず頑張っていきたいと考えているところです。

安全かつ安定的な定期就航に向けて、県からも常々伝えていたが、その操船技術や整備の技術は、国内でも例のない旅客運航で、安全を最優先に考えて始めるに至って、十分な熟度向上に時間を要したのではないかと考えています。これはある意味必要な時間だったのではないかと考えています。

もう一点のターミナルの運用です。就航が始まったら、いよいよその活用が重要になってきます。ターミナルを多くの方に利用してもらい、ホーバークラフトも含めて情報発信を今後しっかりとしていき、中のテナント整備も含め、これから準備を進めます。

太田委員長 ほかにありませんか。

柁田副委員長 本当にここまで来たのは大変お疲れ様でした。

1点だけあるとしたら、就航までにどうしても時間がかかってしまって、時間も費用も費やしていると思います。だから、当初思った以上の赤字予算でスタートしていく中で、これから計画も練り上げて事業者とやっていかなきゃいけないと思います。26日以降そういった会議をどう行っていくか教えてほしいと思います。

幸野交通政策企画課長 まず合格したところで、さきほど部長も申したとおり、運航スケジュールや今後の就航予定日等、今まさに運航事業者の経営判断で議論しているところです。

その過程においては、我々もその話の中に入って、しっかりと安定的な運航ができるように、

そういった視点を持ちながら側面的な支援も含めてやっていきたいと思います。

柁田副委員長 本当に皆さん同じ思いだと思います。前回のホーバークラフトのように無くならないようにしていくことが一番肝腎なので、私たち議会、運営会社、執行部で細かく会議をして、三つの機関でしっかり報連相をすることが大事だと思います。是非よろしくをお願いします。

三浦委員 昨日、九州運輸局の検査に合格したということで、先週、一般質問でも嶋川交通政策局長が阿部長夫議員の答弁で、大詰めという言葉が正にそのとおりだったと思っています。一方、この第2回定例会前もそうですし、この会期中でも、運航の部分で、例えば15便を8便にするとか、週末は2便を1便にするとか、今日もある1面に関しては、来月もう就航するニュースが出ている。その辺を県として、合格まで大詰めという状況がある程度つかんでいたと思うので、今の状況を県がどこまで把握しているのか示してほしいと思います。

幸野交通政策企画課長 さきほど申したことの繰り返しになりますが、これまでも安定的に安全にと申しているので、運航事業者が判断する運航スケジュールなどは協議をしながら進めています。

我々も船主の立場としては、運航事業者任せではなく県も事業の中に入っていくべきだと思って取り組んできました。

一方、三浦委員が言うように、ダイヤやスケジュールは、運航事業者にとっては非常に経営上の問題等があります。いろんな方面との調整もあります。それに関しては、運航事業者の判断で、26日に正式に発表したいので、県としてはその意向を尊重して、情報が分かり次第委員に御報告したいと考えており、今日の時点で県から話ができることはありません。

三浦委員 今、課長から説明があったように、26日までは、運航のダイヤを含めて県としては承知していないという答弁でよかったですか。運航スケジュール、ダイヤ等は。

幸野交通政策企画課長 相談は受けていますが、

このダイヤに固めて、この就航日にするという最終的な決定はもらっていない状況です。

三浦委員 我々はやはり担当委員会であると同時に賛否を議決しています。あわせてホーバークラフトも多くの税金を投入して認めている以上、何点か確認をさせていただかないと、やっぱり県民に申し訳ないと思います。幸野交通政策企画課長のおっしゃるとおり運行に関しては26日までということは私も尊重したいと思います。

船体に関してですが、当初からあったトイレの設置、この辺はどうでしょうか。

幸野交通政策企画課長 トイレに関しては、運航事業者が周遊事業を11月から進めています。その周遊事業をする中で、やはり利便性の面でトイレがあった方がいいという議論、あるいは規定があって、一定の時間内で運航ができるかどうかの総合的な判断でトイレの問題があったのですけれども、それを含めて今回の安全確認検査を受検して、その結果合格をいただいたと思っています。

トイレの最終的な対応については、多分国で判断があったと思うのですけれども、そこに関しては、26日にそのトイレの件も含めて、どんな安全確認検査を受けたのかという判断になると考えています。

三浦委員 確認ですが、簡易かどうかは別にしても、トイレの設置の有無もまだ把握していないのでしょうか。それとも、把握しているけれども、26日に発表するということなのか、その辺はどうですか。

幸野交通政策企画課長 トイレに関しては、設置をすることにはしていないので。（「していないんですね」と言う者あり）今回はしていませんので、今三浦委員が言った後者の意味です。

三浦委員 最後に聞きたいのですが、1年以上遅れているが、これは観光のみならず大分県を大きくPRできるホーバークラフト運航なので、記念式典は計画すると思うけれども、その時期はいつぐらいを県として考えているか。当然、例えば知事や議長が出席することなども踏まえ、いつぐらいの感覚でしょうか。

幸野交通政策企画課長 昨日の運航事業者の発表の中で、就航式典は運航事業者主催で今検討しており、26日に内容の発表があると考えています。

三浦委員 いずれにしても運航事業者が検討していることですが、さきほど冒頭述べたように、我々は多額の県民の税金をお預かりして認めている以上、もう少し県としても関わりを持ってやっていただかないといけないと、この間の流れも見えて少し感じていたので、あえて担当委員会の一人として発言しました。これからは是非よろしくお願いします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員からありませんか。

堤委員外議員 さっきから運行事業者がメインなのですね。ただ、施設も何もかも、結局さっき言ったように県の税金、つまり県民の税金で造っているわけ。それを20年間リースするだけ、上下分離でやるだけの話であって、主体は県なのよ。運営、経営的なものはホーバーがするのだけれども、そういうところだから、トイレの設置の問題もよく分からない。運航、就航するための時間もよく分からない。県としてはそういう運営の中に、話し合いの中に入っていく、そういうことしか言っていないわけ。

それが、県としての判断、県としての責任、税金を出したときの責任が全く県として分かんない。委員会にそれをちゃんとやっぱり報告しないと。嶋川交通政策局長、それはそういう判断をすべきと思う。その点が一つ。

それと、さっき梶田副委員長が言った、20年間上下分離でやるやろう。経営補填は県は絶対しない話も、ずっとこれは議会で言ってきた。ただ、今回、結構赤字が当然続いていると思うよね、この1、2年は。当然、収益が30分の周遊コースしかないから。そうすると、現在どういう形で会社が赤字の補填をしているのかは当然つかんでいるだろうし、その対策がちゃんと取られているか答えて。

幸野交通政策企画課長 県の関与ですけど、堤議員のおっしゃるように、県もやはり船主なの

で、関与はしっかりとしていけないといけない、それは担当課として重々承知しています。

トイレに関しても、設計の段階から、常設トイレは必要ないという判断の下、船を設計、造船しています。高速で就航する中でトイレを使うことの危険性や、大規模なトイレをつける改修が船体に与える安全性の問題といったことは、我々としても県としての意思を持って運航事業者と話し、その中で、どういった安全な運航ができるか議論を重ねた上で安全確認検査を受けて、国から合格をもらっています。我々が全く関与していないのではなく、トイレに関しての考え方は整理しているところです。

もう一点、運航事業者の経営上の問題です。運航事業者が今どのぐらいの経営の状況にあるかは、詳細には、企業の中の経営状況まで踏み込んで把握をしている状況ではありません。しかしながら、運航事業者としては意欲的にこの事業を進めていきたい思いでやってきたし、我々も、損失補填をしない条件の中でやってもらっているので、経営的な面も判断した上での、この合格、それから就航に向けての準備を進めていると考えています。

堤委員外議員 議会の議論の中で、赤字補填をしない根本的な問題は、会社の経営まで県として入っていくと。つまり、ホーバークラフトの運営は黒字から赤字になったときにどうするかは、当然、運航が継続されるかされないかに直結する。だから、県も経営にちゃんと入っていくのが議会での議論やったわけ。今の話を聞くと、そういうところまで入っていかないよと。赤字補填はしないだけで、それはあまりにも無責任。だから、会社の経営状態は、資産表だとかを見て、今現状は赤字だから、その補填をどうするのかまで入っていくのが、本来、県としての赤字補填をしない保証になるわけですよ。今の話だとそこまでしないわけでしょう。

幸野交通政策企画課長 私の言葉が不足していました。以前も申したかもしれないのですが、外部有識者が入った検証委員会を年に1回開催するようにしており、県も入りますが、その中で、直近の経営状況から生まれる赤字部分、

将来20年間運航するコストや収益、その全体を見た収支計画を見て、それで翌年度の事業に対して減免をすべきかどうかも含めて判断をします。

今年度に関しても、昨年、一昨年との2回にわたっての有識者の検証委員会を開き、その中で長期的な運営は可能だという確認をしています。

堤委員外議員 外部委員会の中でそういう議論をしたと。今現在、その外部委員会はどう判断しているの。こういう状況で1年、2年運航できなくて、経営状況は外部有識者会議も判断しているわけでしょう。どういう判断なの。

幸野交通政策企画課長 長期的にこれから運航していくときに必要になるのは、やはり空港利用者の増加や、あるいは運航に係る利益をどれだけ出すかが重要だという判断はもらっています。その上で、来年度に関しては、使用料等を含め減免をする話になっています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 以上で終わります。次に(1)の説明をお願いします。

木口おおいた創生推進課長 それでは県内の高齢化集落とネットワーク・コミュニティの状況について説明します。

資料1ページをお開きください。

県では、集落に住む65歳以上の住民の割合が50%以上の集落を高齢化集落と呼んでいます。県内では、令和6年度末で1,956集落となっており、県内全4,256集落のうち約46.0%を占め、調査を開始した平成19年度以来、一貫して増加しています。

高齢化や人口減少が進むと、共同作業や伝統行事の開催などの集落機能の維持が困難になることから、県では、本年3月に策定した第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略に基づき、単独集落では維持困難となった機能を、複数集落で補い合うネットワーク・コミュニティの構築を進めています。市町村と連携した取組で、カバー率は年々上昇しており、令和6年度末で県内集落の50.3%に達しています。

次のページをお開きください。

県の具体的な取組を説明します。まず、左上のネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業です。ネットワーク・コミュニティの運営機関となる地域コミュニティ組織の設立やその後の運営改善等を支援するため、専門家を派遣します。昨年度は、6地区の組織設立と11地区の既存組織の運営改善を支援しました。

次に、左下の高齢化集落等支援事業費補助金です。これは、地域コミュニティ組織や単独集落等の活動に対して、市町村とともに、20分の19の高率補助を行うものです。昨年度は、地場産品の販路拡大や高齢者の見守り、移動支援、伝統芸能などの集落活動を支援しています。

最後に、右側の市町村別の状況です。いずれの市町村も、集落での住民の暮らしを支える取組を行っていますが、団体ごとに取組方針や組織体制が異なり、ネットワーク・コミュニティに積極的に取り組む団体のほか、社会福祉協議会による支援や移住・定住に力を入れている市町村もあり、ネットワーク・コミュニティのカバー率にバラつきがあります。県全体では、前のページで説明したとおり、カバー率は年々上昇しています。

住み慣れた地域に住み続けたい県民の願いを叶えるため、引き続き市町村と連携して集落での暮らしを支援します。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これで県内調査のまとめを終わります。

次に、第1回定例会で採択された請願8の処理結果の報告について、執行部の説明を求めます。

宮成芸術文化振興課長 資料3ページを御覧ください。

請願8 しいきアルゲリッチハウスの県有化に

関する請願について、処理の経過及び結果を説明します。

今回しいきアルゲリッチハウスについて、大分県における芸術文化の発信と人材育成の観点から、ハウスの県有化を求める請願について、先の第1回定例会本会議で全会一致の議決をいただきました。

県としては、マルタ・アルゲリッチ氏の長年に渡る本県音楽文化の発展に対する貢献に心から感謝しているところであり、特にしいきアルゲリッチハウスは、別府アルゲリッチ音楽祭の会場の一角をなすとともに、その功績と音楽祭の足跡を後世に伝える拠点として大変重要な施設であると考えています。

このため、ハウスを積極的に活用し、本県の芸術文化のさらなる発展に向け、新しい時代に即した管理運営の在り方や、県民の期待に応えられる活用方法など、県有化に向けた諸課題について、アルゲリッチ芸術振興財団の御意見も伺いながら検討を進めているところです。

太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の皆さんありませんか。

堤委員外議員 今の説明で検討しているということだけど、どう検討しているの。もうちょっと、将来的にはいつ頃までに県有化したいとか、何かそういうのがあれば。検討しますは行政用語だから、検討せんのと一緒に聞こえる。

宮成芸術振興課長 現時点での検討状況について簡単に御説明すると、まず一番大きいのが、アルゲリッチ財団が公益財団法人です。ハウスの建物は、財団にとって公益財産です。これを寄附の形で県に譲渡するわけですが、それが公益財団の規定上、大丈夫かがまず一番大きな問題で、それを法務室等と検討しており、その活用も含めて検討している状況です。

そういったことを進めており、時期については、今明言できる段階ではないので、明確には控えたいと考えています。（「分かりました」と言う者あり）

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、これで
請願処理結果の報告を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、こ
れを許します。

まず、①の説明をお願いします。

佐藤スポーツ振興課長 次のページを御覧くだ
さい。

国際自転車ロードレース、ツール・ド・九州
について説明します。

まず、今年度の２０２５大会、第３回大会に
ついてです。５月２９日に大会事務局からコー
スの詳細等について発表があり、今年の大分ス
テージは、１０月１３日月曜日祝日のレース最
終日となりました。また、ツール・ド・九州で
は初となる宮崎県との共同開催として、２県に
またがるステージレースとなっています。

資料の右側を御覧ください。九州風景街道の
一つ日豊海岸シーニック・バイウェイを基本と
するコースを設定しており、コース沿線には、
かまえインターパークや道の駅かまえといった
観光施設、空の公園という県内屈指の景観のよ
い名所があります。レース終盤には、市街地を
２．５回周回し、さいき城山桜ホール前をフィ
ニッシュするコースとなっています。

宮崎県と連携して、安全なレース運営に万全
を期すとともに、大会当日は、フィニッシュエ
リアやコース沿線上に観戦スポットを設置する
など、賑わいを創出できるようしっかり準備を
行っていきたいと思います。

また、現時点で出場が決定したチームについ
ても発表があり、大分県のプロサイクルチーム
であるスパークルおおいたも３年連続の出場が
決まり、地元チームとして、大会での奮闘を期
待しています。

最後に、２０２６大会、第４回大会について
です。本県への経済効果も大きく、地域の活性
化やサイクルスポーツの振興に充分つながる大
会であることから、第４回大会についても引き
続き本県での開催に向け、大会事務局に申請し
ているところです。なお、具体的な日程等詳細
は今後大会事務局等と協議し、今年の１０月頃

に決定する見込みです。

太田委員長 ただいまの報告について、質疑な
どはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはあ
りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、次に②の
説明をお願いします。

田原地域交通・物流対策室長 バス無料デーの
実施結果について説明します。

次のページをお願いします。

令和６年１２月１５日の日曜日、令和７年１
月１５日と２２日の水曜日の３日間で、大分県
内の路線バス９社を対象としてバス無料デーを
開催しました。

利用促進効果としては、約１４万人が利用し、
前月比で約１．６倍に増加しました。なかでも、
臼杵・津久見・竹田・豊後大野・日田などの地
域では約２倍となるなど、バスを利用する良い
きっかけとなるとともに、バスの潜在需要の高
さも確認できました。

経済効果は、約１億３，６００万円で、ま
ちなか等の賑わいづくりに大いに寄与しました。

渋滞緩和や環境負荷軽減効果は、休日・平日
ともに、大きな交通量の変化はありませんでし
たが、平日の夕方の明野・鶴崎地区において速
度向上の傾向を確認しました。

アンケートでは３，８００人以上の方に回答
いただき、約９割の方に満足していただきました。
主な項目では、バスを利用したい要因として、
定時性の向上や便数の増加が上位に挙がって
います。また、無料でなければ乗らない方は
約６％と少数で、無料でなくても何らかのき
っかけがあれば、バス利用が期待できる結果と
なりました。

検証結果を踏まえた今後の取組として、バス
の利用促進のためには、運賃よりも、定時性や
便数の課題など、利便性の確保が重要であるこ
とから、乗務員確保の取組、ＪＲとの接続強化、
市町村等の多様な主体による交通機関の確保及
びゾーン制運賃の導入などに取り組みます。

例えば、鉄道との接続強化の関係で、今年の8月から、杵築駅に停車するソニックのダイヤに接続させて、大分空港、杵築駅、ハーモニーランド間のバスを実証運行することなどを計画しています。

続いて、75%が無料デーを認知して利用していたことから、今回のバス無料デーはバスに関心を持ってもらう上で有効な取組であると考えています。このため、引き続き様々な広報活動に取り組みます。加えて、今回の各種データは、今後の施策立案や今年度更新作業を行っている大分県地域公共交通計画の参考にするとともに、別途バス会社や市町村等へ提供した上で公表することとしています。

太田委員長 ただいまの報告について、質疑などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

委員の皆さんは、この後協議を行うので、このままお待ちください。

〔委員外議員、企画振興部退室〕

太田委員長 それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。調査

行程などを事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

太田委員長 何か御意見はありませんか。

〔委員協議〕

太田委員長 調査先の詳細については、委員長に御一任をお願いします。次回の第3回定例会の委員会で正式決定したいと思います。今後、事務局は行程案等を作成し、適宜委員と情報を共有しながら進めるようにしてください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、これをもって本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。